

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年3月20日
【会社名】	富士製薬工業株式会社
【英訳名】	Fuji Pharma Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 武政 栄治
【本店の所在の場所】	東京都千代田区三番町5番地7
【電話番号】	03(3556)3344(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 コーポレート企画部長 上出 豊幸
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区三番町5番地7
【電話番号】	03(3556)3344(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 コーポレート企画部長 上出 豊幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,225,222,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,219,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)は、2019年3月20日開催の取締役会決議によります。

なお、本自己株式処分は、金融商品取引法による届出の効力発生及び当社とLotus Japan Holdings合同会社(以下、「割当予定先」といいます。)との間で2019年3月20日に締結される予定のSHARE TRANSFER AGREEMENT(以下、「本株式処分契約」といいます。)に定める前提条件が満たされることを条件としています。

2. 本自己株式処分は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,219,300株	2,225,222,500	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,219,300株	2,225,222,500	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己処分株式に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,825	-	100株	2019年4月5日	-	2019年4月5日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、払込金額は、資本組入れされません。

3. 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われなないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
富士製薬工業株式会社 コーポレート企画部	東京都千代田区三番町5番地7

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 赤羽支店	東京都北区赤羽二丁目1番15号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
2,225百万円	20百万円	2,205百万円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は登録免許税等登記関連費用、弁護士費用、会計士費用等です。

(2)【手取金の使途】

当社は、割当予定先の親会社であるLotus Pharmaceutical Co.,Ltd.(本社:台湾台北市)(以下、「Lotus社」という。)との間で、Lotus社が新たに発行する株式を本自己株式処分に係る発行価額の総額と同額相当で当社が取得することを内容とするSHARE SUBSCRIPTION AGREEMENT(以下、「Lotus株式取得契約」といいます。)を2019年3月20日付で合意しています。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社及びLotus社の業務提携の実効性を高めるためには、当社及び割当予定先が互いの株式を保有する形での資本提携を行うことで、将来にわたり確固たる関係を構築していくことが重要であると判断しました。そのため、本自己株式処分の払込金額の総額は、2019年4月2日に取得予定の、Lotus株式引受契約に基づくLotus社株式の取得に係る資金に全額を充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

割当予定先の概要		
名称	Lotus Japan Holdings合同会社	
本店の所在地	東京都港区六本木一丁目アークヒルズ仙石山森タワー28階 ペーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）内	
代表者の役職及び氏名	Mr. Petar Vazharov, Executive Manager	
資本金	100,000円	
事業の内容	医薬品の販売および流通	
主たる出資者及びその出資比率	Lotus Pharmaceutical Co.,Ltd. 100%	
提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	- 株
	割当予定先が保有している当社の株式の数	- 株
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、2019年3月20日現在におけるものであります。

(2) 割当予定先の選定理由

これまで日本のジェネリック医薬品市場は、国民医療費抑制の重要施策のひとつとして、厚生労働省より数々の普及拡大策が実施され拡大してまいりました。さらに厚生労働省は「医薬品産業強化総合戦略」として、「後発医薬品80%時代」に向け、「国民への良質な医薬品の安定供給」・「医薬品の効率化」・「産業の競争力強化」を三位一体で実現するための医薬品産業の競争強化に向けた総合戦略を発表しました。また、毎年薬価改正に加え、新薬創出加算の適用品目の大幅削減、長期収載品の一部を後発医薬品と同一価格まで下げる厳しい薬価基準制度が決まるなど、その事業環境はますます厳しくなっております。

このような状況のもと、当社グループは、現在の中期経営計画（2014年～2019年）において、造影剤事業、女性医療、海外事業を事業の柱として取り組んで参りました。2030年を見据えた「Fuji Pharma2030」においては、既存事業の強化に加え将来の柱としてバイオシミラーや抗がん剤のジェネリックなど新しい領域にも挑んでいく方針です。

今回、資本業務提携を行うLotus社は、Alvogenグループ（2009年に設立されたグローバルにジェネリック、ブランド薬、バイオシミラーの開発、製造、販売に注力している製薬会社で、現在は35カ国で展開し従業員2,800名を擁する。アメリカ、ルーマニア、韓国、台湾に製造及び開発拠点を有する。）のアジア地域を統括する会社としてアジア各国に販売拠点をもち台湾の上場企業として事業活動をしています。Lotus社は抗がん剤ジェネリック品の開発に注力しており、今回の資本業務提携により、そのパイプラインを日本に導入することで、当社は抗がん剤事業を強化することで、製造面では、当社の富山工場、当社の子会社であるタイのO L I C社とともにLotus社の台湾にある製造機能を活用することで両社の相互補完が可能になります。また、当社は、現在、タイにて販売事業を立ち上げたところですが、Lotus社の販売網を活用することで当社のASEANを中心としたアジア展開をより具体化し加速させることができます。

また、2018年11月16日付「ALVOTECH社との日本におけるバイオシミラーの開発と商業化における独占的パートナーシップに関する合意のお知らせ」にて公表したとおり、当社は、Alvotech hf.（本社：アイスランド レイキャビク市、以下「Alvotech」といいます。）と独占的パートナーシップに関する合意をしておりますが、Lotus社は、Alvotechも含むAlvogenグループに属しており、本件により、Alvogenグループとの関係がより強化され、Alvotechとのバイオシミラー事業においても、より具体的に進展するものと考えております。

また、今回の資金調達にあたっては、迅速かつ確実な資金調達をすることができ、Lotus社及びAlvotechとの関係強化が期待できる本自己株式処分割当の手法が、その他の手法よりも望ましいと判断いたしました。

なお、本自己株式処分は、既存株主の議決権の希薄化を伴うものであります。しかしながら、前述のとおり事業環境が大きく変化する中、これに継続的に対応しつつ事業をさらに拡大させるためには、Lotus社と資本関係を構築しシナジー効果を高めることで、当社グループの経営力をさらに強化することが不可欠と考えており、本自己株

式処分により当社株式の希薄化が生じることになっても、これを上回る当社グループ企業価値を創造し、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益の拡大に貢献できるものと判断いたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,219,300株

(4) 株券等の保有方針

割当予定先は、当社との間で、当社株式について、払込期日から3年間、第三者に対して売却、譲渡等しないことを合意しております。

なお、当社は、割当予定先より、本自己株式処分の払込期日から2年以内に、本自己株式処分により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本割当にかかる払い込みに要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けております。また、当社は、割当予定先の完全親会社であるLotus社が作成した直近(2018年9月)の監査後の財務報告書に記載の総資産、純資産並びに現金及び預金等の状況を確認した結果、当社は、割当予定先が本自己株式処分の払込みに要する資金力を有する旨確認しています。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先である完全親会社であるLotus社は、台湾店頭公開市場に上場しております。当社は、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」といいます。)でないこと、並びに割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等と何らかの関係を有していないことについて、割当予定先からのヒアリング等により確認することによって、当社は、割当予定先及びその役員が反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日(2019年3月19日)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部における当社普通株式の当社取締役会決議日(以下「発行決議日」といいます。)の前営業日である2019年3月19日から1ヶ月を遡った期間(同年2月20日～同年3月19日)の終値の単純平均値である1,825円(小数点第1位を四捨五入。以下同じ)といたしました。

当該処分価額は、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の、発行決議日の前営業日である2019年3月19日の終値1,755円に対し4.0%のプレミアム、同前営業日から3か月を遡った期間の終値の単純平均値1,798円に対し1.5%のプレミアム、同前営業日から6か月を遡った期間の終値の単純平均値1,807円に対し1.0%のプレミアムとなっております。

また、取締役会決議日から1ヵ月遡った期間の終値の単純平均値といたしましたのは、特定の一時点を基準とするより、株価推移、売買出来高水準などを考慮し、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、より当社の企業価値を適切に反映すると考えられること、また、今回株式の持ち合いを予定しているLotus社が属する台湾の法律では、上記取締役会決議日の直前営業日、取締役会決議日の直前営業日から3営業日を遡った期間、同5営業日を遡った期間、同1ヶ月を遡った期間のうち終値の単純平均値の一番高い株価を採用するルールとなっておりますが、両社協議の結果、今回は対等な立場での持ち合いということ、一番高い株価を採用することは、本ルールが既存株主にとって不利な条件とならないと考えられることから、上記の条件といたしました。かかる考え方は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱」に準拠しており、当社は、本自己株式処分は、特に有利な発行価格に該当しないものと判断しております。

なお、上記取締役会に出席した監査役3名(うち2名は社外監査役)は、当社の上記判断及び発行価額を取締役会決議日の直前営業日から1ヵ月遡った期間の終値の単純平均値としたことについては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠した範囲であり、処分予定先にとって特に有利な処分金額に該当せず適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分は、2018年9月30日現在における当社発行済株式総数31,253,800株に対する割合が3.90%(2018年9月30日現在の議決権総個数299,627個に対する割合は4.07%)であり、当社普通株式1株当たりの株式価値は一定程度希薄化することになります。

しかしながら、当社は、本資本業務提携及び本自己株式処分による資金調達は、上記「第3. 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、海外事業の拡大につながることから、当社企業価値の向上に資するものと考えており、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。従いまして、本自己株式処分に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
三井物産株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目1番3号	6,875,000	22.94%	6,875,000	22.05%
有限会社FJP	東京都世田谷区砧6丁目15番2号	4,332,200	14.46%	4,332,200	13.89%
今井 博文	東京都文京区	4,052,750	13.52%	4,052,750	13.00%
新井 規子	東京都練馬区	1,240,000	4.14%	1,240,000	3.98%
Lotus Japan Holdings合同会社	東京都港区六本木一丁目アークヒルズ仙石山森タワー28階 ペーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)内	-	-	1,219,300	3.91%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,069,328	3.57%	1,069,328	3.43%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) REHCR00 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT,UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	925,300	3.09%	925,300	2.97%
今井 道子	富山県富山市	846,000	2.82%	846,000	2.71%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	846,000	2.82%	846,000	2.71%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	648,700	2.16%	648,700	2.08%
計	-	20,835,278	69.54%	22,054,578	70.73%

- (注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2018年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しています。なお、同日現在、当社は自己株式を1,287,614株所有しています。
2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、2018年9月30日現在の総議決権数(299,627個)に本自己株式処分により取得される株式数に係る議決権数(12,193個)を加えた数(311,820個)で除して算出した数値です。
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しています。
4. 上記、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数は、すべて信託業務に係るものであります。
5. 上記のほか、役員向け株式交付信託の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社(信託口)が44千株保有しています。なお、当該株式は連結財務諸表及び財務諸表において自己株式として処理しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第54期(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日) 2018年12月19日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第55期第1四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日) 2019年2月8日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年3月20日)までに、臨時報告書を2018年12月21日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書です。

4【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2019年3月20日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2019年3月20日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

富士製薬工業株式会社 本店
(東京都千代田区三番町5番地7)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。